

虐待・DV等で 通報を迷う 気持ちを 多職種の視点を学ぶことで掘り下げる

日時 2021年 11月 28日 (日)

13:30 ~ 17:00

対象 専門職の方 (心理・保育・教育・福祉・医療関係)
大学院生

会場 オンライン開催 (ZOOM)

参加費 2,000円

内 容

講演① 13:40~ 14:20

「学校の虐待通報に関する迷いをチカラに変えるために」

講師：小倉 明子 氏 (スクールソーシャルワーカー)

講演② 14:30~ 15:10

「児童相談所における子ども虐待対応の基本」

講師：渡邊 直 氏 (柏児童相談所長)

講演③ 15:20 ~ 16:00

「虐待・DVの通報制度～権利擁護の視点から」

講師：中溝 明子 氏 (弁護士)

シンポジウム 16:10~ 16:50



—— 臨床では、虐待の通告を思いつつも躊躇い悩むことがあります

今後、関係性が維持できないのでは、確信が持てない、不適切さの範囲が線引きできない、利益にならないのではないかと、自分の専門知識が乏しいetc・・・。

多くの場合、通告後風通しは良くなり家族機能が改善します。

今回、認識を深め、躊躇う側の感受性をあげ、より自分がコミット出来るようになる学びをすべく、3人の専門職の講演後、シンポジウム形式で共にディスカッションをし掘り下げをしたいと思います。

講師コメント

「学校の虐待通報に関する迷いをチカラに変えるために」

小倉 明子 氏 千葉県スクールソーシャルワーカー

何故、学校は虐待やDVの気配を感じながら、他機関に通報や相談をする事をためらう事があるのでしょうか。それには学校の文化や仕組みが関係しているのかもしれませんが。

支援しようと手を広げている福祉と、手を伸ばしはじめている

学校をどう繋いで、チームを形成し、共に子供達のために機能するように働きかけていくか…皆さんとご一緒に考えて参りたいと思います。

「児童相談所における子ども虐待対応の基本」

渡邊 直 氏 柏児童相談所 所長

児童相談所は子どもに関するあらゆる問題について家族などからの「相談」に応じる行政機関です。

「相談」の看板を背負っているので当事者から申請があったことに対応しているイメージがあるかもしれませんが。しかし、子どもの安全問題である「虐待」に関しては、家族からの「相談」となるのは1割もないですし、子どもの所属等から「通告」によって知らされないと、児童相談所は家庭という密室で起きていると思われることを知る術がありません。

子どもの福祉が阻害されている事態への対応をスタートさせるためにも、つながり支援の文化を確実にする必要があります。子どもの笑顔のためにみなさんと一緒に取り組むきっかけとしましょう。

「虐待・DVの通報制度～権利擁護の視点から」

中溝 明子 氏 鈴木牧子法律事務所 弁護士

虐待とDVでは、被害者救済・支援の法制度が異なりますが、どちらも家庭内で起きる暴力の問題です。どちらの制度を利用しても被害を受けた人が支援を受けられるようになることが大切です。通報・通告は支援が始まる「きっかけ」ですから、その意味で通報者・通告者も支援者の一人といえるでしょう。私たちひとり一人に何が出来るのか、一緒に考えていきたいと思ひます。

お申込み方法

申し込みフォーム

こちらのQRコードを読み取り、必要事項を入力してください。



FAX

淑徳大学心理臨床センターのHPより「受講申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入下さい。

受講申込み締め切り日から3日を過ぎても受講可否のお知らせがお手元に届かない場合は、お手数ですが心理臨床センターのHPの「お問い合わせ」よりご連絡ください。

お問い合わせフォーム

